昭和十七年 九 月 八 日

第千三 百 六 號

火

H

ý

國定規格 45

縣

◆鳥取縣令第六十五號

防空從事者扶助金支給規程左ノ通定ム

昭和十七年九月八日

一頁

防空從事者扶助金支給規程:

令

鳥取縣知事 土 肥

米

之

防空從事者扶助金支給規程

·四頁

第一條 防空從事者扶助令ニ依ル知事ノ支給スペキ扶助金ノ請求

ハ本規程ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本規程ニ基キ提出スペキ書類ハ住所地所轄警察署長ヲ経

第三條 療養費ノ支給ヲ受ケ 由スペシ 由發生後速ニ本人又ハ其ノ委任ヲ受ケタル者左ノ書類ヲ添付シ ント スル者ハ其ノ支給ヲ受ク

べ キ事

第一號様式ニ依リ知事ニ申請シ其ノ承認ヲ受クベシ 防空ノ實施ニ從事シタル爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタ 事實ヲ認ムベキ證據書類(警察署長、市町村長又ハ所屬長

令

第 千 三百六十六 號昭和十七年九月八日

防空從事者扶助金支給規程施行手續 告 令

| 豚及山羊の最高販賣價格例外許可……|| 甘栗南瓜の收穫に當りて……………|| 水稻の病虫害防除を怠るな……………|| 第一次木炭生産出荷增强期間…………

(第三種) 便物認可

昭和十七年九月八日

鳥

Ų

縣

`公

報

第四條 診斷書(治療ノ方法、症狀ノ經過ヲ記載スルコ 承認書ヲ交付ス 知事前項ノ申請ヲ承認シタルトキハ第二號様式ニ依ル療養 療養費ハ毎月一回《傷痍疾病ノ治癒後ハ遅滞ナク》當該

前項ノ療養費ハ診察料、薬治料、注射料、檢査料、處置料、手 上ノ指示ニ基ク旨ノ醫師ノ證明書ヲ添付スベシ 院又ハ醫師ニ非ザル者ノ發シタル治療費明細書ニアリテハ醫療 其ノ寫ヲ添付シ第三驃様式ニ依リ之ヲ知事ニ請求スベシ伹シ病 醫師其ノ他治療ヲ行ヒタル者ノ治療費明細書及療養承認書又ハ

第五條 ノ書類ヲ添付シ第四號樣式ニ依リ之ヲ知事ニ請求スペシ 實ヲ認ムベキ證據書類(警察署長、市町村長又ハ所屬長ノ 防空實施ニ從事シタル爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル事 障害扶助金又ハ打切扶助金ノ支給ヲ受ケントスル者ハ左

_ 障害扶助金ノ改定ヲ請求スル場合ニ於テハ前各號ノ書類ノ 請求當時=於ケル診斷書(症狀ノ經過ヲモ併記スルコト) 外前ニ受ケタル障害扶助金額並支給年月日ヲ記載シタル書

> 第六條 類ヲ添付シ第五號様式ニ依リ知事ニ請求スベシ 遺族扶助金又ハ葬祭費ノ支給ラ受ケン トスル者ハ左ノ書

- 戸籍謄本(事實上婚姻關係ニ在リタル者又ハ防空從事者扶 長ノ證明書) 助令第四條第五號後段ノ者ニ在リテハ警察署長又ハ市町村
- 防空實施ニ從事シタル爲死亡シタル事實ヲ認ムペキ證據書 類(警察署長、市町村長又ハ所屬長ノ證明書)
- \equiv 死亡ガ傷痍疾病ニ基因スル場合ハ其ノ經過ヲ記載シタル書

第七條 診斷書又ハ檢案書 知事扶助金支給ノ申請ヲ受理シタルトキハ審査ノ上第六

74

術料、

人院料、文書料及看護竝移送ニ要スル費用等ノ實費トス

競様式ニ依リ決定書ヲ申請者ニ交付

本令ハ昭和十七年九月八日ヨリ施行ス

第一號樣式

住 請

書

職 業

月 H 生

名

日何處二於テ何々二從事中何々二因り傷痍ヲ受ケ 何々

月

01038 及請求候 第三號樣式 年 三曜リ) 第二號樣式 及申請侯 極リ 取 月 月 縣 日何處ニ於テ何々ニ從事中何々ニ因リ傷痍ヲ受ケ(何々 療養費請求書 年 日附申請療養ノ件承認ス 年 知 年 ル 菱 ヲ以テ療養ヲ開始致候條御承認料成度關係書類添付 月 肵 月 承 月 月 日承認ヲ得候療養費支給相成度關係醫類相添 認 Ħ Ħ 鸖 H 殿 年 氏 氏 知 月 霉 H 名 生 名 名 P 右者 第五號樣式 鳥取縣知 請求候 年 ニ罹リ)何々ト相成候條(障害扶助金)支給相成度證據書類相添及 第四號樣式 鳥取縣知 月 年 住 遺族扶助金(葬祭費)請求書 住 日何處ニ於テ何々ニ從事中何々ニ因リ傷痍ヲ受ケ 打障 月 專 切害 專 肵 日何處ニ於テ何々トシテ何々ニ從事中何々ニ因リ 肵 扶扶 職 月 職 職 助助 金金 請 求 業 糳 業 日 殿 年 鸖 氏 月 月 月 H H 日 生 名 生 名 生 名 (何々

- χ

1)

 \equiv

(何々ニ罹リ)死亡致候ニ付遺族扶助金(葬祭費)支給相成度證

據書類相添へ請求候

籍 月

Ħ

現住 肵

死亡者ト

ノ續柄

氏

名

殿

鳥取 縣知 專

第六號樣式

防空從事者扶助決定書

住

氏

月 日付申請何々費(何々金)扶助金何 月 圓也ニ決定ス

年

月

Ħ

生 名

年

Ħ

知 名

令

祭 察

警

◆鳥取縣訓令甲第二十七號

署部

防空從事者扶助金支給規程施行手續左ノ通定ム

昭和十七年九月八日

鳥取縣知事 土: 肥

米

之

防空從事者扶助金支給規程施行手續

第一條 警察署長防空從事者扶助金支給規程(以下規程ト稱ス)

無又ハ同令第十條乃至第十二條=抵觸ノ有無ヲ調査ノ上遲滯ナ 從事者扶助令(以下扶助令ト稱ス)第二條各號ノ一ニ該當ノ有 ニ基ク申請書又ハ請求書ヲ受ケタルトキハ記載事項ノ眞否防空 ク知事ニ進達スベシ

第二條 ヲ調査スベシ 警察署長規程第三條ノ申請書ヲ受ケタルトキハ左ノ事項

扶助令第四條第一項ニ該當ノ有無

醫師ノ診斷書ハ適正ナリヤ

自己ノ重大ナル過失ニ因リ疾病傷痍チ受ケタルモノニ非ザ

第三條 細書へ正當ノモノナリヤヲ調査スペシ 警察署長規程第四條ノ申請書ヲ受ケタルトキハ療養費明

第四條 キハ左ノ事項ヲ調査スペシ 警察署長規程第五條障害扶助金支給申請書ヲ受ケタ

罄

W. 身体ノ障害ハ自己ノ重大ナル過失ニ代、傷痍又ハ疾病ニ罹 タルニ因ルニ非ザルヤ

障害ノ狀況並其ノ程度

臀師ノ診斷書ハ適正ノモノナリヤ

防空從事者扶助金支給審査委員會ノ件左ノ通定よ

昭和十七年九月八日

◇鳥取縣告示第五百九十六號

告

示

第五條 五 扶助金改定ノ申請ニアリテハ再發ノ狀況及障害ノ程度 警察署長規程第五條打切扶助金ノ申請書ヲ受ケタル トキ

左ノ事項ヲ調査スペシ

扶助令第四條第一項第三號該當ノ有無

第一條

必要ナル審議ヲナス爲縣ニ防空從事者扶助金支給審 査 委員 會

防空從事者扶助令三依リ知事ノ支給スペキ扶助金ニ關シ

防空從事者扶助金支給審查委員會ノ件

鳥取縣知事

土

肥

米

之

(以下單ニ委員會ト稱ス)ヲ設置ス

醫師ノ診斷書記載事項ハ適正ナリヤ

傷痍又ハ疾病ノ經過並爾後ノ見込

ハ左ノ事項ヲ調査スベシ

警察署長規程第六條遺族扶助金ノ申請書ヲ受ケタル

第二條

委員會ハ委員長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

委員會ノ委員長ハ知事ヲ以テ之ニ充ツ

第四條

委員會ノ委員ハ左ニ揚グル職ニ在ル者ニ知事之ヲ任命又

ハ委囑スルモノ

トス

部

部

長 長

長 長

第三條

扶助令第四條第一項第四號ニ該當ノ有無

申請者ハ扶助令第七條ノ規程ニ依ル遺族ニシテ同令第八條

又ハ第九條ノ定ムル順位者ナリヤ

三 自己, 重大ナル過失ニ依り死亡シタルモノニ非ザルヤ 警察署長規程第六條ニ依ル葬祭費支給ノ申請書ヲ受ケタ

トキハ左ノ事項ヲ調査スペシ

扶助令第四條第一項第五號ニ該當ノ有無

ル者遺族ニ非ザルトキハ死者ト

第千三百六十六號

鳥

取

縣

公

報

昭和十七年九月八日

五

(第三種郵便物認可)

公

第千三百六十六號

鳥

取

縣

公 報

(第三種郵便物認可)

庶 課 長 長

計 課 長

中部四十七部隊長ノ指名スル武官

第五條 其ノ他知事ニ於テ必要ト認メタル 委員長ハ會務ヲ總理ス委員長事故アルトキハ委員長ノ指 モノ

名スル委員委員長ノ職務ヲ代理ス 委員會ニ幹事ヲ置キ知事之ヲ命ズ

◆鳥取縣告示第五百九十七號 幹事ハ委員長ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ整理ス

西伯郡光德村大字倉谷五百拾貮番地林原忠一提起ニ係ル昭和十七 年五月二十一日執行村會議員選擧ニ關スル異議申立決定不服訴願 ニ付昭和十七年八月二十九日縣參事會ニ於テ左ノ通裁決アリタリ 昭和十七年九月八日

局取縣知事

土 肥 米 之

原

西伯郡光德村大字倉谷五百十二番地平民農業

7、都光德村會議員選擧ニ於ケル當選者ナルほご選擧ニ關シ同村大 右訴願ノ製旨ハ右訴願人ハ昭和十七年五月二十一日執行シタル西

> テ「木下」ト氏ノミ記載シタル投票參票アリタルハ他ニ「木下」 會ノ與ヘタル決定ノ取消ヲ求ムト謂フニ在リテ其ノ理由トスル處 ル旨決定シタルニ對シ之ガ決定ニ服スルコトヲ得ザルニ因リ右村 タルニ對シ右村會ハ申立人ノ要求ヲ容レ訴願人ノ當選ヲ無效ト 字東坪二百一番地木下昇ヨリ當選ノ效力ニ關スル異議申立ヲ爲 人タルカヲ確認シ難キモノニシテ無效ナリ二本選擧會ヲ參觀シタ ナル決定ニシテ「木下」ト氏ノミヲ記載シタル投票ハ無效トスル 記載シタル投票ノ總テヲ無效ト決定シタルハ本選擧ニ於テハ公平 等モ前同樣無效ト決定シタルヲ認メタリ、然レバ立會人ガ氏ノミ 口」等ノミ記載シタルモノアリタルヲ認メタルモ選擧立會人ハ之 ルニ氏ノミ記載シタル投票ハ他ノ立候補者ニ對シテモ「日野」「野 ナル氏ノ選擧人在リテ町制第二十五條第四號ニ依リ被選擧人ノ何 ヲ適當ト認ムト謂フニ在リ (一昭和十七年五月二十一日執行シタル光徳村會議員總選搴ニ於

右ニ對スル光德村會ノ辯明ノ要旨ハ(一村會議員選擧ニ對シテハ立 者ニ對スル投票ト認メ有效トスルヲ相當トス二他ノ立候補者ニ對 テ「木下」ト氏ノミ記載シタル投票ト雖モ立候補屆出ヲ爲シタ 候補屈出 ノ規定ナキモ 選擧取締上 事實屆出ヲ爲ス 實狀ニ在リ スル氏ノミ記載シタル投票ノ在リタルハ之ヲ認ムルモ他ノ候補者 リハ母議ノ申立ナキニ依リ「木下」ト氏ノミ記載シタル投票ニ

のり前同様ノ理由ニ依り有效トスト謂フニ在り 仍テ町村制第三十三條ニ依リ之ヲ受理シ審査スルニ一町村會議員 ノ選擧ニハ縣會議員ノ選擧ニ於ケルガ如キ議員候補者ノ制ナキコ

判定スルヲ以テ訴願人ノ主張ヲ採用スルヲ要セズ右ノ理由ニ依リ 投票アリタリトスルモ之等ハ何レモ當選ノ效力ニ影響ナキモノト トス二他ノ候補者ニ對シテモ氏ノミ記載シタル爲無效トナシタル ル投票ハ反證ナキ限リ候補者ニ立チタル者ノ得票ト認ムルヲ相當 ニ同一ノ氏ヲ稱フル被選擧人アリトスルモ其ノ氏ノミヲ記載シタ 擧人ハ麟員候補者トナリタル者ヲ選擧スルヲ通常トスルヲ以テ他 セラレタルト將又選擧取締上立候補ノ屈出アリタル事實ニ鑑ミ選 ト明カナレドモ今次執行ノ選擧ハ霆饗選擧鬒徹ノ爲推鷹制ヲ採用 低溫殺菌

昭和十七年六月十七日本下昇ョリノ當選ノ效力ニ關スル異議申立 ニ對シ光徳村會ノ與ヘタル決定ハ之ヲ取消スベキ限リニ在ラズ 昭和十七年八月二十九日

裁決スルコト左ノ如シ

鳥取縣知專

土

肥

米

之

◆鳥取縣告示第五百九十八號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル飲用牛乳、脫脂乳 ムノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十玉年四月鳥取縣告示第二百三號ハ之ヲ廢止ス

昭和十七年九月八日

鳥取縣知事 土 肥 米

之

别 單位

飲用牛乳

一合 卸賣業者最高販賣價格 ス. 小竇業者最高販賣價格

高溫殺菌 則第一條第三項ノ處理ヲ爲シタル全乳ヲ謂フ 飲用牛乳トハ飲用トシテ販賣ニ供スルタメ牛乳營業取締規 七五 10,0

賢スルコトヲ業トスルモノヲ謂フ 業務用ノ原料若ハ材料トシテ使用スル者ニ對シ飲用牛乳ヲ販 卸賣業者トハ飲用牛乳ノ販賣ヲ業トスル者又ハ飲用牛乳ヲ

本表價格ハ容器代ヲ含マザル買主庭先渡ノ價格トス

ヲ以テ販賣スル場合ハ一合當リ十二錢トス 停車場、船酘着場等ニ於テ小賣業者が旅客等ニ對シ容器附

コトヲ業トスル者ノ最高販賣價格ハ本表小賣業者最高販賣價 食堂喫茶店其ノ他自已ノ營業場ニ於テ飲用牛乳ヲ販賣スル

_ 脫 脂乳

格ニ依ルモノト

五〇〇匁當 最終最高販賣價格

八錢

昭和十七年九月八日

(第三種重便物認可)

彙

報

第一次木炭生產出荷增强期間

九月より十一月まで三ケ月

務 課)

げ 効率的に結集して 本計畫逐行に 遺憾なきを 期することとなつ 力活動せしめる等增産に必要なる措置を講じ、關係官民總力を撃 製炭作業能率の增進、移動の防止を圖ると共に、副業者をして極 を九月一日より十一月三十日までとし、目標を普通木炭に置いて に特に「木炭生産出荷增强期間」を設定し、その第一次增强期間 省、内務省、鐵道省、厚生省、遞信省、大政翼賛會協同主催の下 況は相當憂慮すべき狀況にある。依て今回企書院、情報局、農林 現下の情勢に照して本年度木炭の生産並に政府供出計畫の進行狀 り、國民生活の安定に遺憾なきを期するは喫緊の要務であるが、 た。な母必要に應じ第二次增强期間を設定される筈である。 大東亞戰下家庭燃料の大宗たる木炭の生産及び出荷の增强を圖

三八瓦以下ノモノノ價格トシ其ノ他ノモノノ價格ハ本表價格 場合ニ於テモ荷造費及包裝費ハ賣主ノ負擔トス ノ半額トス 本表價格ハ賣主店先渡中味賣ノ價格トス但シ容器附販賣ノ 本表價格ハ獺氏十五度ニ於テ比重一、〇三二瓦以上一、〇

本表價格へ脂肪率三二%ノモノノ價格トシー%又ハ其ノ端 五〇〇夕當 最終最高販賣價格 三回

本表價格ハ賣主店先渡ノ價格トス

數ヲ上下スル每ニ十錢ヲ加減スルモノトス

モ荷造費及包裝費ハ 賣主ノ負擔トス 本表價格ハ中味賣ノ價格トス但シ容器附販賣ノ場合ニ於テ

◆鳥取縣告示第五百九十九號

産婆登錄名簿取消者左ノ如シ

昭和十七年九月八日

鳥取縣知事

土

肥

米

之

米子市尾高町七七番地

昭和十七年八月二十日廢業ニ依リ八月二十六日付名簿取消方出願

ニ對シス月三十一日取消

を考慮して手持滯荷を生ぜしめぬやう方途を講じ、優良生産者及 回し、且つ恒久的增産達成の基礎を培養すると共に輸送力の確保 び生産出荷團体に對しては表彰を行ふ等萬全を盡して目的を達成 て、本年度四月以降の計畫量に對しても不足分は本期間に極力挽 の入手を急速に促進せしめ、又製炭技術の向上及び普及を實施し 用の申請を俟つことなく、專ら積極的活用を圖つて民有製炭原木

實施計畫 耍

くである。

しようとするものであつて、その實施計畫の概要を記すと次の如

推進組

係員を以てする堆進班を急速に整備する。 町村翼賛壯年團、森林組合、木炭生産出荷團体、輸送關係團体の 所係員が幹事役となつて**警察署、營林署等の關係官廳係官及び市** 組織を整備し、市町村に於ては市町村長を主班とし、縣木炭檢査 を以て本導業遂行上必要なる計畫、督勵、通報等をなし得る推進 知事統率の下に關係部課、地方事務所、關係各廳及び關係團体

原 木●勞務

ninaa

ると共に、薪炭材需給調整規則の運用については必ずしもその適 用によつて製炭勞務の確保を圖り、その能率を極度に發揮せしめ

而して今次增强期間に當つては製炭報國王、制度の遺憾なき活

炭者の勞力を極力製炭に專念せしめ得るやう方途を講ずる。 全員製炭を實行するの態勢に誘導し、且つ小出運搬等に要する製 共に勞務狀況を吟味して、製炭報國手帳の交附を受けて居る者は 材林の現狀を吟味し、縣推進組織と連絡してこれが確保を聞ると 市町村推進班は當該市町村の生産割當量を確保するに必要な炭

=生活必需品及び生産用資材

産用資材は可能なる限り増配を行ふ。 等の生活必需品、地下足袋、燈油、木馬油、包裝資材、釘等の生 月乃至二ヶ月分を一時に配給することとし、且つ米、味噌、椋鱒 の徒勞無からしめるやりにし、特に生活必需物資はなるべく一ケ 生活必需品及び生産用資材の配給方法を改善し、極力製炭業者

製炭技術の指導

炭増産上緊要のことであるから、右目的に適應する改良窯の急速 なる普及を聞る。 製炭步止りの向上を期するは原木、勞務の節約となり、且つ木

Ħ, 製炭報國精神の昻揚

圖るは極めて困難なことではあるが、 製炭關係の惡化して居る現狀に對處して增産乃至滅産の防止を これを克服して所期の目的

昭和十七年九月八日

を期することが大切である。よつて縣及び市町村推進組織は製炭 者の報國精神を昂揚せしめる方途を講ずると共に、特に中央より を達成するには旺盛なる精神力を必要とし、特に時局認識の徹底 の精神力昻揚に努める。 時局認識に透徹してゐる人物の派遣を得て、製炭者及び其の團体

01045

計畫輸送の實施については適切な方途を講ずる。尙、必要に應じ 共に、馬車、自動車等の輸送運賃の實質的値上りを防止し、特に **送强化期間の實施方策に準じて木炭の優先輸送の方途を講ずると** 政府の産地買上も實施される筈である。 産地小運送、鐵道輸送及び機帆船輸送に關しては第一次戰時輸

七、

者には、農林大臣に於て表彰の途が講ぜられる。 本期間の割當生産目標並に政府供出目標に對して成績の優良な

増産戰士の慰安が行はれる筈である。 本期間を通じ時局映畵、歌謠其の他よりなる演藝班を以て木炭

×

X

の 水稻豊作疑ひなし

病虫害の防除を怠るな

農 務

月十五日現在に於ける本縣の稻作及び全國的の稻作は「良」と刻 印せられて聖戰下に嬉しい增產譜を奏で、此許お百姓さんはかく し切れぬ悦びにひたつてゐる。 食糧増産の掛欝も勇ましく不斷の努力を重ねた甲斐あつて、八

ある。 的に見て先づ豊作疑ひなしとされてゐるのは寔に喜ばしい次第で 尤も一部的には暴風に依る多少の被害もあるにはあるが、全般

らしめるため稗拔作業をも併せて實施せられたい。 の際稻熟病防除、葉鞘變色莖の刈取を行ひ、更に其の効果を大な 併し本年も病虫害の發生してゐる地方が見受けられるので、

等に於ても是非協力して增産確保の萬全を期せられるやり切望す る次第である。 尙ほ之等の作業を行ふに當つては、縣下各國民學校、青年學校

甘栗南 瓜 0 収穫に 當り

01046

務 課)

この頃は美しく質つで家庭によつては既に試食されてゐる向もあ 補助等をも行つて増産に努めたので、縣下全般に廣く栽培され 本縣では近年甘栗南瓜の栽培を奬勵し、殊に本年は種子購入費

らぬやう注意する。 み液に浸漬して水を切つた後、濕氣のない處に貯藏して鼠害を被 期は遅れても品質は益々向上するものであるから、早きに失する ことは最も忌むべきである。收穫したものはボルドー液のうわず 裂目を現はして枯色となる頃に收穫するのがよいのである。收穫 も遲いのであるから、果皮の色澤が銹色を呈し、粉裝して果梗が るものとは違つて、充分完熟させることが肝要であつて、川荷期 しかし甘栗南瓜は在來の南瓜のやうに早く收穫して食用に耐へ

市場に向けて出荷ずるやりになつたものであつて、元來は西洋種 されてゐたのを、昭和三―四年頃から埼玉縣を始め各地で栽培し 甘栗南瓜は明治中期から東北地方や北海道地方に家庭的に栽培 シャス系のもので、各縣每にこれが系統分離を實施してゐる

> 後も努めて栽培するやう今より留意を望む次第である。 縣下何れの地にも好適してゐる。連作も他の作物と違つて結構で 甘味濃厚でよく貯蔵に耐え、顆皮の色澤が變らないのが特徴であ あつて、寧ろ蓮作によつて品質を向上せしめる位であるから、 る。 綠色の稍黒味を帶びたものを獎勵してゐる。肉質は緻密で濃黄色 ので、一顆の重量六―七百匁程度、顆皮に條溝がなく、表面が濃 が、未、固定に至つて居らず、本縣では肩が細 適地は癳土であるが砂丘地帶・黑ポコ地帶等にも優品を産し、 て尻の張つたも

豚

最高販賣價格例外許

商 I 課

令第七條第一項但濬の規定に依つて例外價格を許可せられること 山羊の最高販賣價格が指定せられたのであるが、今回價格等統制 になつた。其の方針を記すと次の如くである。 昨年十二月農林省告示第九百八號及び第九百九號を以て豚及び

 \Diamond

第千三百六十六號

昭和十七年九月天日

玻 辯 公

鳥

取

縣 公 報

なものを母として生産せられた体型の特に優良なもの前各號の種豚を父とし血統体型及び蕃殖能力極めて優良 右の種豚を父母として生産せられた体型の優良なもの血統及び体型の優良な輸入種豚

(ホ) (ニ) 以上の褒賞を受けたもの審産疑勵規則に依る共進會等に於て農林大臣より三等賞

報告書を畜産組合を經て知事宛に提出すること、例外許可を受けた豚に付て取引を終つた時は申請者は直に例外許可の申請書は畜産組合を經て知事宛に提出すること、適府縣の行ふ種牡豚檢査に合格したもの

最高販賣價格の指定に伴ひ豚の取引方針は次の如くである 書を付けること 血統證明のある豚を取引する場合は必ず當該豚の血統證明

付する バークシャー種並にヨークシャー種等の純粹種に對して交右の血統證明書は當該豚につき實地調査の上体型の優良な

(三) 標を付けること 血統證明ある豚及び例外許可を受けた豚には必ず明確な耳

\Diamond

方針は次の如くである。 價格等統制令第七條第一 項但書の規定に依つて行ふ例外許可

昭和十七年九月八日發行昭和十七年九月八日印刷

例外許可をなし得る山羊は次の優良種であること 一 音産奨励規則に依る共進會に於て農林大臣より三等賞以 一 血統及び体型の優良な輸入種山羊 (甲級)を 一 在の種山羊を父母として生産せられた体型及び能力の優 日本の種山羊を父母として生産せられた体型及び能力の優 日本の種山羊を父母として生産せられた体型及び能力の優別外許可をなし得る山羊は次の優良種であること

上の褒賞を受けたもの

(三)(二) 最高販賣價格の指定に伴ひ山羊の取引方針は次の如くである、、ちに報告書を畜産組合を經て知事宛に提出すること 例外許可を受けた山羊に付て取引を終つた時は申請者は直こと例外許可の申請書は畜産組合を經て二通知事宛に提出する 血統證明のある山羊を取引する場合は必ず當該山羊の血統

(二) (一) 血統證明のある山羊及び例外許可を受けた山羊には必ず明能力優良で蕃殖の用に供すべきものに限り交付することること」し、乙級にあつては生産地の畜産組合で体型及びもつくては体型及び能力の特に優良なザーネン種に對して交付す右の血統證明書は當該山羊に付き實地調査の上甲級にあつ右の血統證明書は當該山羊に付き實地調査の上甲級にあつ 證明書を付けること

(四) (三) 確な耳標入墨等の標識を付けること

ず姙娠四ヶ月以上であることの證明書及び之と交配した種最高販賣價格に三割以內の額を加算して取引する場合は必昨年十二月の農林省告示第九百九號三に依り姙娠牝山羊を 牡の區分を明記した種付證明書を付けること

た各份は、 申請書及び報告書様式に付ては各地方事務所へ 縣畜産組合聯合會に問合せられ 各警察署、

發 ED 鳥取縣 行 取 所 鳥 取 刑 致縣氣高郡大正村大字古海 鳥 市 取 東 務 亥

飫